

所定疾患施設療養費

平成24年4月の介護報酬改定に伴い、介護老人保健施設においては、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎、尿路感染、带状疱疹の疾病を発症したご利用者に治療を行い、以下の条件を満たした場合に介護報酬で評価されることになりました。

当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、入所者様の健康や安心に繋げていきたいと考えております。

◇条 件

- ①所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬・検査・注射・処置等が行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって1月に連続しない1日を7回算定することは認められない。
- ②所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
- ③対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
- ④算定する場合にあつては、診断名・診断を行った日・実施した投薬・検査・注射・処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ⑤請求に際して、診断・行った検査・治療内容等を記載すること。
- ⑥当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。
公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

こちらで所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

平成31・令和元年度

病名	人数	検査内容	治療内容	投薬内容
肺炎	34	聴診	投薬	セファゾリン、レボフロキサシン